

平成 28 年度 第 1 回長野市青少年健全育成審議委員会議事録

1 日 時 平成 28 年 7 月 13 日（水）午後 2 時 00 分から 4 時まで

2 場 所 長野市役所第一庁舎 4 階 教育委員会室

3 出席者 委員 12 名 事務局 7 名

4 次 第

- (1) 開会
- (2) 教育次長あいさつ
- (3) 自己紹介
- (4) 会長あいさつ
- (5) 教育委員会事務局報告
 - (ア) 長野市青少年健全育成事業について
 - (イ) 少年育成センター事業について
- (6) 議事
 - (ア) 長野市青少年保護育成条例について
 - (イ) 青少年健全育成施設の今後のあり方について
- (7) その他
- (8) 閉会

5 会議録

*教育次長挨拶

本年度より生涯学習課から家庭・地域学びの課に改称。近年スマートフォンなどの情報通信機器が急速に普及。また少子高齢化による人口減少社会への突入とあまりにも急激な変化により家庭の繋がり、地域の繋がりが希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が指摘されている。

一人ひとりの自主的な学びの柱となる生涯学習の推進を図ることはもちろん、家庭・地域における教育力の向上に力を入れていくことが重要と考え改称した。今後の家庭・地域における教育力の向上について意見をいただきたい。

7 月 1 日県において「長野県子どもを性被害から守るための条例」が可決され、11 月 1 日から施行される。長野県は唯一このような条例を持たず、住民運動や行政の啓発運動等により子どもたちを守る姿勢をとってきた。本市では青少年の健全育成を推進するために定めた「長野市青少年保護育成条例」がある。内容は県と異なるが関連するところもある。県と市の条例の関わりについての意見を聞かせていただきたい。

*会長挨拶

子どもをめぐる健全育成の会をどのように担当するか。長野市の行政に対し少しでも意見として出す会である。

日本の貧困率は16.3%。小学校の前を通ると大勢の子どもたちを見るが、皆同じようで16%、6人に1人が貧しいという実感がわからない。貧困の定義が難しい。新聞を見ると今話題は、ごはんが食べられない子どもには週の何日か無料で食事を提供する「子ども食堂」が全国に増えている。憲法には「国民全てが健康で文化的な生活をする権利がある」と記されているが、本当の意味で保護されているのか。世の中を広く見るとイギリスのEU離脱、アメリカ大統領選、難民など不均等発展している地球でグローバルするのは難しい。グローバルゼイションの歪みが今世の中で起こっていることを引き起こしている。ヨーロッパではサミットが開催される都市はゴーストタウン化される。(グローバルゼイションに反対する人たちが強奪に走る) その一番のしわ寄せが貧困。命を守ることが先ず大事である。同時に健康で文化的な生活を担保するような国があるのか。少なくとも自分たちの周りの子をいかに健全に育て、我々の後に続く彼らに上手く生きてもらわないと危うい。実感として沸かないことが起こっているが統計的なこと、データとして出てきている。うまくアンテナで拾い上げ施策を行っていく事が大切。

委員の意見を行政に反映させていきたい。

平成28年度青少年健全育成事業について

- ・健全育成保護条例
- ・青少年健全育成推進のため地域や学校との連携事業

平成28年度少年育成センター事業について

- ・業務内容
- ・基本方針及び活動内容

議長(会長):市は青少年のリーダー育成に力を入れているが意図と成果をきかせてほしい。
事務局:「地域の育成会等を活発にするため」が一番の目的。そのために地域で活動する子どもたちを育てるために「お兄さん」「お姉さん」役を養成する。実情はプラス評価は難しい。住民自治協議会が発足し育成会の子どもたちを育てる状況が難しくなっている。選択事務になり子どもたちの育成に取り組んでいる地区もあるが、子どもたちが少なくなり、最低限のできることに取り組むという地区もある。子どもたちを育てる環境に差ができてしまった。補うために何とかしたいと思っているが、子どもたちの派遣も32地区均一に派遣したいがリーダーの人手不足と地域からの要請も少なく積極的に市から働きかけて

いかなければならないと考えている。派遣された地区の子どもたちの中にはリーダーのお兄さん、お姉さんのようになりたいと思う子どもも多いと思う。派遣された地区については効果はあると思うが1年、2年で子どもを育てるという評価をするのは難しい。

▼もともとボーイスカウトやガールスカウト、子ども合唱団など子どもたちの面倒を見ているプロがいる。そういう人たちはノウハウを持っており理念を持っている。そういう方々を活用して育成したほうが手取り早い。こういうところに出てくる子どもたちは健全だと思ふ。出てこない子どもたちをどうするかのほうが重い。

この会（青少年健全育成審議会）のタイトルが古い。課名も軟らかくなってきているのに古臭い名であるように思う。

IPA（情報処理推進機構）からDVDなどを借りているというがINC（ケーブルテレビ）でもポリシーの番組が借りられると思う。

▼巡回指導のときの服装はどのようになっているのか。

育成：シンプルな服装。少年育成センターの腕章をつけている。また（一般市民による街頭指導体験の）「一日少年」先生やPTAの方にしてもらう時には「長野市少年育成委員」という青い腕章をつけ識別している。

▼警察の街頭指導でも従来の「たまり場」に子どもが来なくなっている。巡回指導でもそのような感じなのか？

育成：夜間巡回をしても年々減少している。地区の巡回に行っても、住民自治協議会の人に聞いても子どもがいない、愛の声かけ運動の回数が減ってきている。

▼今の子は忙しい中で暮らしており「一日少年」をするにしてもPTAも変り、子どももわからないで終わっていく。学校のシステムもそうだが、地域といわれても「附属・私立」に行っている子どもは把握できない状態になっている。地域も協力したいが地元の学校かどうかわからない。

育成：長野市独自の都市内分権を進め平成22年4月から住民自治協議会を本格的な活動を始めたがその時に長野市の青少年健全育成連絡協議会、補導委員会も選択事務になり地区の実態に合わせて巡回活動をするということで協議会を解散した。しかし子どもたちのエリアが広がってきており地元も住民自治協議会でも把握できなくなり声かけも減ってきているのではないか。

「長野市青少年保護条例」について

事務局：長野県が進めていた「長野県子どもを性被害から守るための条例」が7月1日に県議会で可決され11月1日から施行となった。長野県は全国の都道府県の中で唯一条例を持たず、県民運動、住民運動等によりモラルの向上や犯罪防止を行ってきたが今回制定の運びとなった。この審議会においても県の条例について何度か議題に上がったが県の条例であり、制定となれば市も従っていくものである。市が持っている「長野市青少年保護育成条例」と「長野県子どもを性被害から守るための条例」と一部捉え方が違う所があるの

で意見をいただきたい。

「**長野市青少年保護条例**」は平成 14 年青少年の健全な育成を図るため、これを阻害するおそれのある環境及び行為から青少年を保護することを目的に制定された。内容的には有害環境の浄化などを定めたもので対象は青少年で「小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの者」と規定。

これに対し「**長野県子どもを性被害から守るための条例**」は子どもを性被害から守るため、性被害にあわないようにすることに特化し制定。対象を子どもとし、「子どもとは 18 歳未満の者全て」とし、それぞれ目的を異にしている。

また、市の 14 条と県の 18 条に深夜外出に関する規定があるが、一部に捉え方が異なるところがある。

「**長野市青少年保護条例**」第 14 条「保護者は、特別な事情がある場合のほか、深夜（午後 11 時から翌日の日の出時までをいう。）その監護に係る青少年が外出する場合には、自ら同行し、又は成年者に委嘱して同行させるよう努めなければならない。」

これに対し「**長野県子どもを性被害から守るための条例**」第 18 条「保護者は通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（午後 11 時から翌日の午前 4 時までの時間をいう。以下この条において同じ。）に子どもを外出させないように努めなければならない。」

県と市では先ず深夜の時間帯の規定が相違している。また保護者の義務として、市は深夜に外出する場合は自ら保護者が同伴するか成年者に同伴させるよう定めているが、県はそもそも外出そのものを制限する内容になっている。この 2 点について捉え方が異なっているので市の「**育成条例**」が県に合わせる必要があるか。或いは目的の違う条例であるのでこのままでよいのか。県に合わせるという必要が生じれば、市の条例を改定する必要がある。ポイントとしては

- ・ 県と市が目指している内容が異なっている。
- ・ どちらも「してはならない」ではなく「そうするように努めなければならない」という努力規定であり、罰則規定も無い。
- ・ どちらも特別な事情、正当な理由がある時は除くとし、すべて禁ずるというものでもない。このあたりも考慮し意見をいただきたい。

▼県の定めた条例については既に成立しているものなので特に反対の意見は無い。県が定めた条例であるので目的を達成するために長野市でもできることはやっつけば良いのではないか。深夜外出については市と県との条例が違っているということは混乱をもたらす。市の条例第 14 条を削除すると、どちらがどうのという問題は無くなり県の条例一本になり同化される。県の正当な理由の中には市の保護者が同行する。成年者に委嘱する。ということも考えられるのでその点を考慮しても市の条例を削除しても良いと思う。

▼県の条例では子どもが性被害にあわないためだけの狭まった解釈では。深夜に出歩いて交通事故に遭い命を落とすもいる。性被害だけでなく、子どもが深夜外出すると行くことは正常でないと思う。今の親と自分たちとの常識がずれているのかも知れないが、その点

では長野市の条例の方が幅広く捉えているのでそのままよいと思う。

▼市の条例「深夜に外出する場合保護者が同行し・・・委嘱して同行」とあるがそこまでして深夜に外出させる事情があるのか。緊急な場合は親がついていけば良いのであって県の「外出させない」の方がわかりやすい。

事務局：深夜に保護者が同行とはどのような場合に該当するのか。二年参りなど家族の行事的なもので深夜に出かけるということもある。どちらも「正当な理由」と出ているが細かく記載されておらず、判断になってしまう。「正当な理由」があくまで通勤・通学、緊急性を伴うものだけに限定されるものになってくると家族行事的なものをどこまで規制しようとしているのか。深夜の時間帯の理由も長野市は暗いうちは子どもは外に出すな。としており、県の「午前4時まで」というのは児童福祉法の中に「青少年は午後10時から午前3時までには物品の販売をしてはならない」とあるが逆に言えば午前3時から午後10時までには働く事は許可する。いろいろな事情で働かなくてはならない子がいる。このことを外出してはいけないといっぺいはいけない。ということを考えている。児童福祉法、労働基準法などいろいろなものがあり、それぞれ勤務時間、深夜時間を定めており参考になっているものが違う。日の出というあいまいであり漠然と制限してしまうのか微妙だ。

▼県と市の比較をしているが、県は性被害から守るための条例を中心に作り、長野市は青少年を保護するために作っており、ズレがあり比べられない。

▼県は淫行条例を目的に作り、長野市や東御市は違反(有害)凶書の撤去、販売などを目的に作った条例なのでズレは仕方が無い。長野市の条例がズレているのなら市が直せばいいのではないか。

議長：事務局は、審議会としてどこまでの意見を求めているか聞きたい。

事務局：今日ここでいただいた意見を参考に長野市も条例改正の方向性を決めたい。

▼具体的には「保護者は・・・」が主語で保護者に課せられた守らなければならないルール。保護者の立場に立った場合、深夜の定義が違い保護者にとってどのルールに従えばよいのか明示が必要。

議長：大人は健全に育ててほしいと願っている。保護の義務のある人がどのように行動すべきかはっきりわかるような書き方が良いと思う。

▼親として思うのは、長野市の条例の中に「特別な事情」の例が挙げられているが、このような場合は外出はやむを得ないと思うが、正当でない外出は逆に不良行為になってしまう。子が深夜バイクで出かけた、初詣に夜出かけた場合、親はそれについていけるのか。無理だと思う。それは常識の範囲内で各家々のルールを決めてすること。罰則も無く努力規定なのでどちらかに絞る話し合いは必要なのか。一長一短でどちらが良いか言い切れない。

▼長野市の条例を改定するという事で、県の条例を直すという案はないのか

事務局：県も時間をかけ制定までいった。いろいろな意見を取り入れながら、絞りに絞ってこれなら賛同を得られるだろうと作ったもので、これをまた変えるということは難しい

ので長野市のほうで歩み寄ってほしいと言われている。(東御市の場合は処罰規定。)

一般の人はどう思うかという観点から見ないと難しい。

育成：佐久市は有害図書類等の規制に関する条例。塩尻市は有害図書自動販売機規制条例。(長野市は自販機がゼロになった) 東御市は淫らな性行為など禁止した青少年健全育成条例を設けているが、深夜の掲示はない。

▼深夜の規定として18歳未満までを言っているが、小中学生にとっては11時は夜中。「9時をすぎたら出ない」というくらい市のほうで規制してほしい。県の方が11時から外出禁止であれば、市はもっと早い時間から「外出する場合は・・・」という感じで作ってもらえたらと良いと思う。一般の方は時間なら時間の事しか見ないのでどちらかに統一した方が良い。

▼県の場合「子どもを守る」という条例なので、外出をさせないようにしてある。保護者としてみればある程度この時間帯は家庭の中で過ごすという事を考えると、県の条例にあわせたほうがわかり易い。市の方では大人が付き添いなさいとあるが、大人がきちんと正しい行動を取ってくれるかもわからない。最終的には市の判断。

▼レストランなど午後9時、10時以降でも保護者と一緒に園児の姿を見かける。大人、親の感覚がズレてきている。「努める」となっているがどのような行動が「努める」なのか。人によって感覚や価値観がズレている。一般からしてみれば同じほうが良い。深夜でなくても性被害は出ている。家の中で子供が何をしているかわからない。という親もいる。DVDなども自動販売機はなくなったが今はインターネットで隠れて買う事ができる。

▼警察としてはいろいろな子を扱うが、保護者にもいろいろな人がおり、保護者も指導するがシンプルな方がわかり易い。

▼ある程度統一したほうがよい。

▼「外出をさせない」と県に揃え、「但し」として市の「同行・・・」を補助的につけたらどうか。

議長：もともと目的が違う条例。保護者の「努力義務」として子どもをいかに守るかが入ってきやすい文言、言い回しのほうがすっきりする。市のほうは「子どもが出かけるときは保護者同伴・・・」。県の方が「出かけてはいけない」とすっきりしているのではないか。結論を出すのではなく、市がこれらの意見を反映するよう考えてもらう。「市の条例を変えなければいけない」までは言及はしない。

課長：一番は長野市民が惑わされないように直すべきところは直していきたい。

「青少年施設（少年科学センター、錬成センター）の老朽化」について

事務局：少年科学センターは毎年10万人の親子連れなどでにぎわっているが展示物の半分は開館当時のもので入れ替えがなかなか難しい。オーダーメイドではお金がかかり1年に1つずつ換えていくのも大変。人が集まり、喜ぶ方法、アイデアをお聞きしたい。

会長：自分は自然科学が専門であるが30年経ったら古くなって役に立たないという事はな

いと思う。年間 10 万人の入場者はたいしたものである。市には自然科学に近い博物館がなく、また大学も博物館を持っておらず申し訳ないと思う。先ほども意見が出たが、民間の活力、サークルや指導者の力を利用したらどうか。いきなり最先端のものを飾ってもかけ離れており大人でも解らないことがあるが、見せる必要もある。

▼科学センターの職員は何人いるのか。またボランティアなどはどうなっているのか。

事務局：職員は 11 人。謝礼を払って協力してもらっている部分もある。

▼展示物を見ておもしろい終わるのではなく、ボランティアがいて教えるなどやり方ではないか。シルバー人材など優秀な意欲の持った人も多い。

▼運営サークルなど市民団体はないのか。

事務局：案内をするボランティアはないが少年少女発明クラブ等月に 1 回の割合でしているが会員を中心としており、不特定多数の対象があれば良いと思う。

▼長野市だけでなく近隣の人にとっても良い施設だと思う。安全さえ確認できれば中身の充実を市民の力でしていけばよいのではないか。

事務局：開館 300 万人目は松本市の親子で、社会見学など県内各地からも来ている。人材確保は長野市民でなくても良いのではないか。

▼「真田丸」で今松代町は賑わっているが、松代の町は解りづらく町からの要請もあり生徒たちがボランティアをしている。案内だけでなく勉強もし、説明もしている。中学生もボランティアができるのではないか。

▼宇宙に行く時代になり、子どもたちは科学に興味を持っている子も多く、ボランティアにより楽しく一日過ごせるような軟らかい施設になればよいと思う。

会長：東京国立（科学）博物館などへ行くと自分の先生にあたる方がボランティアをしている。上手くボランティアの組織が出来たら良いのでは。ガイドがあると大分違う。展示物になるとお金がかかるが、ソフトの面で行けば良いのではないか。工学部などでいらなくなった物をもらってくるなどの方法もある。

▼戸隠の地質化石博物館に松代藩絵師の描いたの風景画があったがそこまで行くのが大変。施設の展示交換などしても良いのではないか。

事務局：展示物に関してはオーダーメイドではなかなか進まず、研究開発しているものを学校や企業から提供してもらったらどうか声を掛けている。企業名、学校名を掲示することにより無償展示。例えば富士通のスーパーコンピュータ「京」の基盤を何らかの形で展示したいとの話もある。

▼企業にとってもネームアップになるので良いのではないか。

▼広報でのアピールをもう少ししたらどうか。

議長：貴重な意見、反映して貰いたい。